

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年第2回新座市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和5年12月25日(月) 午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 2時45分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎3階 301・302会議室
出 席 委 員	小川 清、太田 宏伸、並木 登喜子、山本 孝子、時田 京子、木村 千恵子、田部 哲也、牧田 和也、宮崎 さゆり、小倉 明義、長瀬 幸子、田中 一誠、吉野 進午、數藤 正也
事 務 局 職 員	いきいき健康部長 平野 静香、いきいき健康部副部長 井口 幸彦、国保年金課長 橋本 孝、同課副課長兼保健事業係長 本名 優子、同課副課長保険税賦課係長 高橋 光明、同課国民健康保険係長 斉藤 暁子、同課主任栄養士 渡邊 浩子 同課主事 大久保 穂高
会 議 内 容	1 開 会 2 議 題 (1) 国民健康保険事業費納付金の仮算定について (2) 新座市国民健康保険税条例の一部改正について (3) 第3期新座市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画について (4) その他 3 閉 会
会 議 資 料	1 令和6年度国民健康保険事業費納付金の仮算定について 2 令和6年度国保特別会計予算 3 令和6年度国保事業費納付金の秋の試算結果 4 新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 5 産前産後保険税減額リーフレット 6 第3期新座市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)及び第4期特定健康診査等実施計画 7 国民健康保険事業特別会計予算見通し
公開・非公開の別	① 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者1人)

その他の 必要事項	
審議の内容（審議経過、結論等）	
<p>1 開会 ・開会后、会長挨拶</p> <p>2 議題</p>	<p>(1) 国民健康保険事業費納付金の仮算定について ア 事務局から資料1、2、3に基づき、説明が行われる。</p> <p>イ 質問事項等 ・ 今回予定している税率改正を行った場合、世帯の状況によって増額となる金額が異なると思われるが、モデルケース等あれば提示してほしい。 （回答） 50歳、固定資産なし、一人世帯だと 所得額200万円の場合 24,400円 所得額400万円の場合 46,600円 所得額600万円の場合 68,800円 の増額となる。所得が多い方に対しては、負担も大きくなる。</p> <p>・ 基金を半分以上取り崩す予定だが、以降基金が尽きることはないか。 （回答） 資料のとおり、県の標準保険税率と市の現行税率に乖離があるため、引き続き保険税率を引き上げる必要がある。激変緩和のため、令和7年度、令和8年度も基金を取り崩し、令和9年度までに使い切る予定でいる。特別会計は、毎年ある程度の前年度繰越金が発生しており、令和6年度も繰越金を基金に積み増す予定であるため、基金残高が不足することはないと考えている。</p> <p>(2) 新座市国民健康保険税条例の一部改正について ア 事務局から資料4、5に基づき、説明が行われる。</p> <p>イ 質問事項等 ・ 議題1の試算について、産前産後保険税軽減は考慮されているのか。 （回答） 試算には含んでいない。令和6年度の産前産後保険税の試算をしたところ、件数が80件、金額は150万円程度であり、影響は少ないと考えられる。</p> <p>(3) 第3期新座市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について ア 事務局から資料6に基づき、説明が行われる。</p>

イ 質問事項等

- ・ 地区別受診率について、「東京都に接している地区については都内にかかりつけ医を持つ対象者が多くいると推測される」とあるが、これは推測ではなく、分析して事実として提示できないか。

(回答) 分析については国保連合会に相談しながら実施したい。

また、都内をかかりつけ医にしているも、健診結果を提供していただくことで健診費の補助等を行っているので、その事業について引き続き周知し受診率向上に努めたい。

- ・ 特定健診・特定保健指導の目標値について、特定保健指導終了率60%を達成するためには、特定健診受診率を60%よりももっと上げていかないと難しいのではないか。

(回答) 目標値との乖離が大きいですが、特定保健指導終了率向上のために、ICT面接の推進、集団健診時の初回面接の分割実施の導入を行っている。健診受診者が増えるとそれだけ特定保健指導対象者も増えることになるため、単純に受診率が上がれば終了率も上がるとはならないのではないかと考えているが、多くの被保険者に特定健診・特定保健指導を受けていただけるよう、引き続き施策を考えていきたい。

- ・ 個別特定健診の実施時期が7月から12月までとなっているが、受診率向上のために実施期間を延ばす考えはあるか。

(回答) 4月1日時点の被保険者に健診受診券を作成し6月に発送する関係で、これ以上の前倒しは難しい。また、期間後半については、保健指導を法定報告までに終了させるために、12月までに健診を受診していただかなければならない。さらに、1月以降は毎年感染症の流行等への対応があるため、医師会からも年内までに受診を終わらせるようにしてほしいという要望を受けている。期間延長については今後の課題である。

- ・ 令和6年度から特定保健指導に体重2kg減少、腹囲2cm減少によるアウトカム評価が導入されるが、これについて何か施策を検討しているか。

(回答) アウトカム評価は委託で実施している積極的支援に導入されるため、改訂される手引きに基づいて実施できるよう委託事業者に事前確認等を依頼している。また、来年度の契約に向けて、予算見積時に各社に内容等の確認を取り準備を進めている。

- ・ 新座市の特徴として、重症化して入院が多くなっているのではないかとことが挙げられるが、そういった被保険者は健診受診や保健指導を受けていたのかという分析はしているか。

(回答) 現在、糖尿病性腎症重症化予防事業での受診勧奨や、要治療者への受診勧奨を実施しているが、重症化して入院となった被保険者の健診受診歴等については分析していない。

(4) その他

ア 事務局から資料7に基づき、国民健康保険事業特別会計の令和9年度までの見通しの説明が行われる。

イ 質問事項等

- ・ 資料7の「繰入金」の「その他分」と「その他の歳入」とは何か。

(回答) 繰入金のその他分とは、いわゆる法定外繰入金のことで、赤字解消計画に基づき削減し、令和5年度から0円としている。

その他の収入は、主なものとして、保険税延滞金、第三者行為に伴う損害賠償金や無資格者の返納金などとなっている。

3 閉 会